

申請者各位

「世界遺産座喜味城跡（使用・撮影掲載）許可申請」について

お問合せがありました件について、下記を送信致します。

【別紙】①世界遺産座喜味城跡内行為（使用・撮影掲載）許可申請書《提出用紙》

別紙①に必要事項を記し、企画書等を添付し提出して下さい。提出後、許可・不許可について審査致します。（審査には7日から10日ほど日数をいただきます）

また、座喜味城跡周辺は区域管理が2つの部署（文化財保護法と都市公園法）に分かれていますので、使用場所によって申請部署・申請許可手続き・調整内容が異なります。使用箇所を十分確認して下さい。（参照：『座喜味城跡公園地図』）

現在貴殿が申請なさろうとしている区域・部署は教育委員会管理（文化財保護法）の区域です。仮に許可となった場合、下記の注意や制限事項があります。必ず事前にご確認下さい。

※ ※ ※ 世界遺産座喜味城跡の使用・撮影にあたって（心得） ※ ※ ※

1. いかなる事故・被害・損害についても当教育委員会は責任を負いません。

○立入禁止区域がございますので事前にご確認し、職員と調整して下さい。

○石垣の上・草むら・斜面は特に足元に注意して下さい。また、荒天（強風や雨天）時は使用できません。

2. 許可となっても貸切ではありません。

○見学者が優先です。時間帯によっては団体客で混みあっていますので、使用や撮影ができない場合があります。見学者の混み具合と調整しながらの使用・撮影となりますので、ご注意下さい。

○他の見学者の観覧や通行を妨げないように「会場整理係」を配置して下さい。

3. 現状を変更してはいけません。

○仮設道具や大型機材などの設置・持込は制限があります。

4. 当施設は教育文化施設です。文化財としての価値を損ねる編集、誤解を与える編集をしないで下さい。後日「成果品の提出」をお願いします。

5. 車両の進入は禁止です。

○機材は駐車場車両から人力による搬入となります。

6. 使用料金の支払い

○許可となった場合、カメラ一台につき下記の料金を読谷村に納めていただきます。

動画カメラ：1,000円 / 静止画カメラ：500円 / 写真提供 300円

※支払方法：撮影当日に事務所窓口にて（8:30～17:00）支払いし、領収書を受け取って下さい。

7. 撮影当日は窓口にて「撮影許可証」を受け取り、身につけるようお願いします。

※申請書の不備や不許可となった場合以外にご連絡いたしませんので、確認が必要な場合は、お手数ですが申請から7日後にお電話をお願いいたします。

送信者：読谷村教育委員会 文化振興課
〒904-0301 沖縄県読谷村字座喜味 708-6
（世界遺産座喜味城跡 ユンタンザミュージアム内）
TEL：098-958-3141 / FAX：098-982-9022
MAIL：info-museum@yomitan.jp

【別紙 ①】

世界遺産座喜味城跡内行為(使用・撮影・**掲載**)許可申請書

申請日： 年 月 日

読谷村教育委員会 文化振興課長 殿

会社名

代表者

住 所

連絡先

座喜味城跡にて、下記のとおり使用したいので、申請します。なお、行為に際しては関係規則を厳守し、万一の事故・損害等については当方で一切の責任を負います。

行為を行う場所 (○で囲んで下さい)	城内全域 ・ 一の郭 ・ 二の郭 ・ 松林 ・ その他(駐車場)
行為の日時	年 月 日() ※掲載(発刊)予定日
行為の目的	
行為の内容	
備 考	

※ 掲載にあたり、使用する写真の著作権所有者の承諾を受けて下さい。

※ 企画書や掲載イメージを添付して下さい。